

第三者評価結果

事業所名：西鶴間保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、保育所保育指針、園の基本的な理念や方針に基づいて作成しています。そして子どもの様子や社会情勢、当年度に行った保育内容の変更などを踏まえて見直しを行っています。最近では、紙おむつ定額制度の利用を開始したことを子育て支援の項目に盛り込みました。作成及び見直しにあたっては事前に職員から意見を募り、園長と主任が作成した原案を年度末の職員会議で検討しています。しかし年度末は議題が集中するため、全体的な計画の見直しに十分な時間が確保できない状況です。職員全員で検討するための時間を工夫したり、事前アンケートで職員の意見を集約しておいたりする必要があると園では考えています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>どの保育室も十分な広さがあり、食事と睡眠のスペースを完全に分けることができます。用途に合わせてパーテーションや可動式ロッカーで広さを調節しています。寝具の清潔さ、快適さを心がけ、布団をこまめに干しています。また、午睡用マットレスは通気性のある素材で、水洗いも可能です。遊具は除菌機器で消毒しています。廊下のすみに、小さな2階建ての「こびとのもりほんのへや」という図書コーナーがあり、絵本に親しむだけでなく、壁の穴に手を入れて遊んだり格子から外を覗くことができ、子どもが楽しめる空間となっています。気持ちを落ち着かせ、保育士と静かに過ごすスペースとして活用しています。全室床暖房を設置し、必要に応じて空調で温度調整を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの考えや発達の違いがあることを理解して受け止めています。丁寧で穏やかに話すことを意識しています。言葉ではなく表情で訴えたり、うつむいたりしている子どもの気持ちを汲み取っています。ほかの子どものおもちゃを取ってしまう子どもに対しては、気持ちの表し方を段階を踏んで学べるように「『貸して』と尝试してみようね」と伝えています。子どもに対する声掛けが厳しすぎる職員を見かけたときは、職員会議で子どもの接し方について取り上げています。主任から職員に直接指摘するときは、労いの言葉をかけてから適切でない行動について伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>0~2歳児クラスでは、個々の発達に応じて食事や着替えの支援や介助を行っています。トイレトレーニングは、自分のマークのついたマットの上でおむつやズボンの着脱を行うことで、子どもが自分でやってみたいと思えるようにしています。また、排尿間隔表を作成し、トイレ誘導を的確な時間に実施しています。便器も発達に合わせて1つのトイレにサイズの違うものを設置しています。3~5歳児は発達段階に合わせた「工程表」を作り、手洗いなら「てをあらう」「こっぷとはぶらし」「たおる」と書いて絵を添えています。一日の流れを時計の図で示し、見通しを持って行動できるようにしています。子どもたちは布団カバーの付け替えを練習し、卒園までに固結び、リボン結びができるようになります。意欲が湧くような声かけを個別に行い、子どもが自分で気づいたり、取り組んだりしたときには、積極的に褒めて自信につなげています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>広いスペースを利用して段ボールや牛乳パックで可動式のコーナーを作り、子どもが自主的に遊べる環境を作っています。また、子どもが自らやりたいと言ってきた遊びに対して「やってみよう」と言えるよう、それぞれの遊びの段取りを頭に入れていきます。開園当初よりわらべうた遊びに力を入れ、毎月テーマを決めて各クラスで取り組んだり、乳児集会、幼児集会で異年齢の子どもと一緒に歌いながら体を動かしています。0~2歳児と3~5歳児でおおまかに園庭の使用時間を決め、積極的に外遊びを行っています。数多くある近くの公園に散歩に出かけ、3~5歳児の子どもが交通ルール、公共の場の利用方法などを学ぶ機会を作っています。コロナ禍前は老人ホーム訪問などさまざまな交流行事がありましたが、現在はその多くを自粛しています。それでも、商店街での買い物経験や園庭開放日の交流など地域の人と接する機会があります。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

広い保育スペースが確保できているため、月齢差が大きく、発達がさまざまな年齢ですが、個々に対応できる環境があります。連絡帳アプリで家庭と連携し、それぞれの子どもの生活リズムの把握に努めています。午前寝用のベッドは奥の落ち着いたスペースに設置しています。体調がすぐれない子どもは無理に外遊びはせず、部屋で保育士と過ごしています。マット、スロープ、トンネルを作り、四つ這いやつかまり立ちができるようになった子どもの興味や好奇心に応えています。プラスチックバッグに色水を入れて作ったウォーターベッドや、タッパーや空き缶に物を落とす「ポットン落とし」など発達に合った手作りおもちゃを数多くそろえています。家具やおもちゃによる事故がないよう、安全面に配慮しています。けが防止のため、棚や柵の角にクッションカバーをつけ、クッションマットの裏側にはすべり止めを付けています。誤飲チェッカーも置いています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

一人ひとりの発達に合わせて、声掛けや援助を行っています。子ども一人ひとりに自分のマークがあり、タオルかけや洋服入れなどにマークを付けて自分で出し入れできるように働きかけています。着脱の練習に適した服装をクラスだよりで知らせたり、トイレトレーニングに関するやり取りを連絡帳アプリで行うなど、家庭と連携を図っています。園庭遊びや散歩など戸外活動・探索活動の機会を増やし、2種類のサイズのすべり台など子どもの体に合った遊具を用意しています。友だちとの関わりが増えてくるので、保育士は時に仲立ちをしながら、子どもの気持ちに寄り添って一緒に遊ぶことの楽しさを伝えています。コロナ禍前と比べると、密を避けているため異年齢児と交流する機会が減っています。それでも、毎月の乳児集会、5歳児と行うお店やさんごっこなどで交流を図っています。また、園内の調理師や用務職員と関わりを持っています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

オープンスペースをパーティションで仕切れる保育室もあり、パーティションの可動により合同での保育が可能となっています。「幼児集会」「発表会」など話し合いや集団で取り組む活動があり、子どもたちは少しずつ協力することを身につけています。コロナ禍では5歳児クラスは「サマースペシャルデー」というお泊まり保育に代わる行事を開催し、準備段階から子どもたちが職員と一緒に取り組んで、制作、買い物、ゲーム、夕食などを楽しみました。運動にも力を入れ、遠足、園庭の滑り棒遊びやボルダリング、体操教室など多種多様な活動を行っています。体操教室は月2回専門の講師を招き、マットや跳び箱などを練習しています。また、当番活動を3歳から始め、机を拭いたり、給食メニューを読み上げたり少しずつ難しいことにも挑戦しています。保育士は日々の活動をクラスボードに記入して、保護者に子どもの姿、活動のねらいや達成について報告しています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>

法人では理念の第一に「ソーシャルインクルージョン(共生社会)」を挙げており、園でも市からの受け入れの打診に応じてきました。子どもの状況に応じて、保育室内のコーナー、図書コーナー、一時保育室など、落ち着けるスペースを複数確保しています。また、床にテープを貼ることでパーソナルスペースを作ったり、道筋を示して目的地に誘導するなど、子どもが安心してスムーズな動きができるような方法を工夫し取り入れています。大和市すくすく子育て課の専門職員が訪問支援を行い、障害の程度に応じて療育支援加算制度が適用されています。職員は法人の自閉症研修に参加しています。同じクラスの子どもに対しては、『口調が強いと相手はどんな気持ちになるか』など具体的に問いかけ、お互いに尊重し合うことの大切さを伝えています。保護者に対しては、園のしおりで障害児保育に関する園の姿勢を示していますが、具体的な取組内容について説明する機会がなく、今後の課題としています。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

延長時間帯は引き継ぎをしっかりと行い、その時の個々の状態や様子を把握し、その子どもに合った過ごし方ができる環境を整えています。早朝や延長保育時間は合同で保育を行っていますが、0~2歳児と3~5歳児は部屋を別にし、特に0歳児に対しては担当者を別にしていきます。延長保育時間はマットを敷いて子どもたちとふれあい、絵本や特別感のあるおもちゃなどでゆったりと過ごせるようにしています。19時以降も過ごす子どもには、保護者と相談の上で補食を提供しています。延長保育記録の書式があり、担当者はそれぞれの子どもの保育内容を日々記しています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画の中に「小学校との連携(接続)」「小学校との連携に鑑みて」という項目があり、5歳児クラスの年間指導計画にも「小学校との連携」があります。その計画に沿って就学に向けた保育内容を実施しています。5歳児はひらがなのワークブックで文字に親しみ、言葉遊びや文を書く活動をしています。午睡がなくなる2月からは、他のクラスのいろいろな保育士と外遊びや制作に取り組んでいます。保育士は保護者に、子どもがリュックの中身を把握できるよう遠足の準備を子どもと一緒にしてほしいと呼びかけています。また11月ごろ個人面談で就学に向けた準備について知らせています。子どもたちは卒園が近づいたころ、近隣の小学校周辺を散歩しています。クラス担任は保育所児童保育要録を作成し、就学先に送って引き継ぎを行っています。コロナ禍で幼保小連絡協議会は開かれず、書面で情報を共有しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 看護師が年間保健計画を作成し、それに基づいて子どもの健康管理を行っています。入園説明会で園のしおりを使い、健康管理の基本方針、登園前の健康チェック項目や欠席・早退のめやすなどを保護者に説明しています。健康記録個人票に入園時からの発育や成長記録、健診結果を記載し、さらに既往歴や予防接種状況の情報を保護者から聞き取り、年度末に更新しています。乳幼児特別死症候群(SIDS)については、職員に園内研修を実施し、保護者には4月のクラス懇談会で説明しています。SIDS予防には力を入れています。以前は大和市より配布された体動センサーを使用していましたが、外れることがあり、現在は別の製品を0歳児クラスの子どものみに付けて、機器と5分ごとの目視の両方で子どもの無事を確認しています。寝返りを打っても機器が安定するように、背もたれで高低差を付けています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 内科健診、歯科検診を年2回、尿検査を年1回、身体測定を月1回実施しています。結果については0~2歳児は健康記録カード、3~5歳児はお便利シール帳に記入して保護者に渡しています。受診が必要な場合は口頭でも連絡し、なるべく早い受診を呼びかけています。園では健康記録個人票、歯科健康診査票に記録して職員会議で共有し、園の内科医・歯科医と連携して、保健指導に反映させています。虫歯が多い子どもは歯磨き時に声掛けを行い、仕上げもよく見るようにしています。肥満の子どもについては、食べ方やお代わりの仕方を観察して、盛り付け量を加減しています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 厚労省のアレルギー対応ガイドラインにしたがって、アレルギー除去食を提供しています。アレルギーのある子どものテーブル、食器、食札、布巾などを他の子どもと区別し、栄養士・調理員・保育士が献立作成から調理・配膳時まで伝達と確認を行い、誤食防止に努めています。アレルギー除去食をとる子どもが0~2歳児の場合食事介助が必要ですが、ほかの子どもの介助とは別に行わなければならないため、主任など他の保育士がサポートしています。保護者には、食育便りでアレルギー疾患についてQ&A形式で詳しく説明しています。慢性疾患対応や特別な支援が必要な場合には、医師の指示書を基に保護者と連携を図りながら、必要な処置や服薬等を行っています。看護師が園内研修を行い、病状や保育の制限、対応等の知識を職員に周知しています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 年間食育計画書を作成し、食について興味関心が深まる活動を各クラスで計画・実施しています。行事の時には子どもたちが作ったランチョンマットを敷いたり、手作りの飾りで部屋を彩るなど、楽しく食べる雰囲気づくりに努めています。またテーブルの数を増やして子どもがゆったりと座れるようにしています。食育の一環として、3~5歳児は保育士と一緒に園庭のプランターでナス、トマト、きゅうりなどの夏野菜を栽培、収穫しています。そのほか、洗ったり皮をむいたりして野菜に触れる機会を設け、食べたい気持ちを育てています。離乳食については、家庭と連携を取りながら形態や量、食べ方など一人ひとりに合った食事を用意し、間違えないよう後期、完了期などと明記したラップをかけて提供しています。保育士は手袋を着け食事介助を行っています。毎月食育便りと予定献立表を保護者に配布し、掲示板に献立の写真を掲示しています。要望に応じてレシピを保護者に配っています。</p>	

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 素材の味を生かし、国産の旬の食材を使った食事を提供しています。また、料理の見た目も重視し、雛祭りやクリスマスなどの行事食、五平餅などの郷土食、卒園児のリクエストメニューなど特別な献立も提供しています。園長、主任、栄養士、調理員、保育士で毎月給食会議を開き、喫食状況や食の嗜好等の状況を把握して、次の献立作成に生かしています。子どもがおいしく楽しく食べることを一番に考えているので、残すことも認めています。食品衛生マニュアルや大量調理マニュアルを作成し、衛生チェック表による確認、調理・調乳従事者の細菌検査、食器類の熱風消毒保管庫での保管など、衛生管理に努めています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 保護者との個別の連絡、保育の様子、お知らせなどはスマートフォンで確認・入力できるアプリを活用しています。アプリ活用により、母親からの意見に加え、父親からの意見が記載されることもあります。送迎時には家庭での様子を尋ねたり、その日の子どもの様子を伝えて情報交換しています。年度当初には、クラス単位で保護者懇談会を実施し、年度の目標や保育内容について説明し、保護者の理解を得るよう努めています。保育目標や保育内容について園だより、クラスだより、食育便りを通じて保育内容や、保育の目標、意図する事の理解を得られるよう工夫しています。日頃の送迎時や個人面談、運動会、発表会などを通じて、保護者が子どもたちの成長を実感できるよう努めています。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園長、職員は保護者との信頼関係を築けるように、普段からのコミュニケーションを大切にしています。登降園時にできるだけ子どもの様子、エピソードについて話すようにしています。また、保護者からの相談にはいつでも応じることを伝えています。相談に応じる時には、日程調整し、プライバシーが守られるように相談室を活用しています。保護者からの相談を受けた場合は園長・主任に報告し、クラス担任が解決できない時は、主任・園長が加わって対応しています。相談内容は個人面談記録に記録し、継続的なフォローができるようにしています。入園説明会や入園面接等で個別に就労時間に応じた保育園利用時間を検討し、必要に応じて延長保育等を提供しています。</p>	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 法人が策定した職員倫理行動マニュアル、職員ハンドブック及び西鶴間保育園運営規程で、職員の虐待禁止及び児童虐待防止法遵守を明確に示しています。虐待等の権利侵害の兆候を見逃さないように、朝の受け入れ時や着替えの際などに、子どもの様子や身体に変化がないか、注意して観察しています。また、親子の関係が普段と変わりないか確認しています。保育中の子どもの機嫌や、何気ない会話等で気になることがある時には、職員は園長・主任に報告・相談して、関係機関に連絡する体制があります。職員は入職時に法人のマニュアル等を活用し、虐待防止に関する研修を受けています。職員は全員、毎年人権擁護のためのセルフチェックリストでチェックしています。万一、虐待が疑われる事例を発見した場合に、常勤・非常勤を問わず的確に対応できるよう、フローチャートなどを整備し周知することが期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 年間指導計画、月案、日誌など自己評価、保育士の自己評価、児童票等の企画・実践・自己評価を定期的実施しています。職員会議等で各クラスの自己評価と情報交換を実施し、互いの改善点に気づく機会となっています。職員は年度始めの園長との個人面談で、年間目標、研修計画などを決め、中間面談と期末面談で進捗状況を振り返り、保育の改善や専門性の向上に努めています。職員は、自己評価結果から明らかになった課題を次年度の目標設定に反映することにより、自身の保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。各職員の自己評価の結果から、保育園としての自己評価を事業報告書に取りまとめ、次年度の事業計画書の重点目標へ反映しています。園長と主任は、日頃から保育士の様子を確認し、悩みを抱え込むことが無いよう、声掛けや一緒に対応を検討するなどしています。</p>	